

雇用維持のための

セミナー&相談会

平成28年熊本地震を受け、国の雇用関係制度において、さまざまな特例措置が行われています。

例えば、

○事業主が休業手当などを支払った場合、一定の要件を満たせば、手当の一部が助成されます。

○事業所が休業している場合、実際に離職していなくても、一定の要件を満たせば、雇用保険失業給付が受給できます。

阿蘇
会場

6月6日(月)
ホテル角萬
(阿蘇市内牧1095-1)

熊本東
会場

6月7日(火)
火の国ハイツ
(熊本市東区石原2-2-28)

八代
会場

6月8日(水)
八代グランドホテル
(八代市旭中央通り10-1)

熊本中央
会場

6月9日(木)
メルパルク熊本
(熊本市中央区水道町14-1)

● **セミナー** : 13時~14時 雇用関係制度における特例措置について
講師 : 熊本労働局

● **相談会** : 14時~16時 個別相談会
専門のアドバイザー(社会保険労務士)が個別に対応します。
※時間に限りがありますので、すべての相談に対応できない場合があります。
その場合は、後日、アドバイザーが事業所を訪問し、相談に応じます。
(詳しくは、裏面をご覧ください)

無料
予約不要

お問い合わせ先

熊本県社会保険労務士会

TEL 096-324-1365

FAX 096-324-1208

※受付時間 9時~17時(土日祝日は除く)



雇用維持のための

アドバイザーを派遣します

平成28年熊本地震を受け、雇用調整助成金*など国の雇用関係制度において、さまざまな特例措置が行われています。従業員の雇用を維持するためにこれらの制度の利用をお考えの事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。

*雇用調整助成金

平成28年熊本地震に伴う「経済上の理由」により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業手当等を支払った場合、一定の要件を満たせば利用できる助成金

【特例措置の内容】

助成率の引き上げ（中小企業：2/3 →4/5、大企業：1/2 →2/3）

支給要件の緩和 など

内 容

事業所へアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します

アドバイザーが個別相談に応じ、各種制度の利用を支援します

（申請代行はいたしません）

期 間

平成29年2月28日（火）まで

対 象

従業員の雇用を維持するために国(労働局)の制度の利用をお考えの県内事業所

アドバイザー

熊本県社会保険労務士会員

無料

アドバイザー派遣をご希望の方は、以下の問い合わせ先にご連絡ください。

熊本県社会保険労務士会

TEL 096-324-1365 FAX 096-324-1208

Mail kumamoto@sr-kumamoto.or.jp

※受付時間 9時～17時（土日祝日は除く）